

令和 7 年度

第 6 回芽室町教育委員会会議  
(公開用)

令和 7 年 8 月 25 日

芽室町教育委員会

## 会議録

令和7年8月25日第6回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階応接・会議室で開催した。

○開会時間 15時00分

○閉会時間 15時23分

○出席委員	委員	福井栄子
	委員	松久大樹
	委員	土井槙悟

○欠席委員	教育長職務代理人	鳥本和宏
-------	----------	------

○出席職員	教育長	程野仁
	教育推進課長	坂口勝己
	生涯学習課長	江崎健一
	教育推進課主幹	加藤伸啓
	教育推進課教育推進係長	林宏明
	教育推進課教育総務係長	金須智秋

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第13号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第5 報告第14号 教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件

日程第6 議案第15号 令和8年度使用小学校用教科用図書採択の件

日程第7 議案第16号 令和8年度使用中学校用教科用図書採択の件

日程第8 議案第17号 令和8年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件

日程第9 議案第18号 令和7年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は4名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第6回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は、土井楨悟委員とします。

◎日程第2「前会議録の承認について」

○程野教育長 日程第2「前会議録の承認について」であります、前会議録について質疑等ございますか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、異議なしと認め、前会議録のとおり承認いたします。

◎日程第3「教育長の報告について」

○程野教育長 日程第3「教育長の報告について」、まず私からであります  
が、後ほど担当課からも報告がありますし、皆さんにも参加していただき  
ました7月30日、8月18日の各中学校生徒会との意見交換会は、非  
常に有意義な会になったと思っています。特に生徒がしっかりと将来の夢  
や希望を持って学校生活を豊かに送っていること、それから、町への要  
望もありましたけれども、しっかりと感謝の念も抱きながら大人の対応  
をした要望等だったなと思って、そういうところも感心しております  
し、いずれにしても郷育・夢育という町の教育の意義や成果を生徒の姿

から感じ取ることができたところも非常によかったですなと思っております。

二つ目は、先週 8 月 22 日から町内小中学校の 2 学期が無事にスタートしました。休み中も特に大きな事故、病気等もなくよかったですというところで、充実した 2 学期を送ってくれることを期待しているところであります。

各課から報告をお願いします。

坂口教育推進課長。

○坂口教育推進課長 1 ページ、教育推進課所管事業の主なものについて、御報告させていただきます。

7 月 30 日、8 月 18 日に中学校単位生徒会との意見交換会を開催させていただき、各委員に出席いただきました。

また、8 月 5 日には、監査委員による昨年度の各会計の歳入歳出決算審査が行われました。前年度の決算につきましては、監査委員による審査の意見を付された上で、今後、町議会 9 月定例会議の予算決算特別委員会において審議される予定となっております。

また、8 月 12 日には、第 3 回の経営戦略会議が開催されまして、第 5 期芽室町総合計画に計上されております各種施策の昨年度の進捗について、内部評価を受けております。現在、外部機関である総合計画審議会による外部評価を受けており、最終的な評価の結果につきましては、例年 11 月開催の教育委員会会議において、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書として議案提案し、御説明させていただく予定となっております。

7 月 29 日に町議会臨時会議が開催されましたけれども、教育委員会に関する議案や報告についてはなかったところであります。

教育推進課につきましては以上です。

○程野教育長 江崎生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 生涯学習課所管関係ということで、1 ページ目下段になりますけれども、7 月 29 日から 8 月 1 日少年少女国内研修事業ということで、芽室町からは 14 名の小学生を引率して揖斐川町のほうに伺いました。

記載はないのですけれども、8 月 18 日から 8 月 22 日に揖斐川町からの小学生訪問団 12 名が来町されております。こちらは魅力創造課の担当課となり実施されたものであります。

2 ページ目、8 月 5 日、6 日と、芽室ジモト大学の Memuro Enjyoi Summer ということで、小学 2 年生から高校 1 年生が 7 人でゲートボールやお菓子作りを実施したという新たな取組を実施しております。

8月7日、8日と、わんぱくキャンプ2025ということで清水町青少年自然の家で、小学生13名を引率し実施しております。

生涯学習課につきましては以上となります。

○程野教育長 以上、教育長の報告といたします。

この後の会議について、2件の非公開の日程がありますので、議事進行において提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

日程第4「報告第13号 芽室町奨学金貸付の件について」は、芽室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定する、公開することにより個人の権利を侵害するおそれがある事項に当たりますので、非公開したいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 日程第9「議案第18号 令和7年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第4号に規定する教育事務に関する議会の議案について、町長への意見の申し出に関する事項に当たりますので、非公開したいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 以上2件、非公開といたします。

◎日程第4「報告第13号 芽室町奨学金貸付の件」（非公開）

○程野教育長 日程第4「報告第13号 芽室町奨学金貸付の件」報告願います。

以下、非公開

◎日程第5「報告第14号 教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件」

○程野教育長 日程第5「報告第14号 教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件」説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 7ページ、報告第14号について御説明いたします。

7月11日、14日、18日の3日間にわたり町内全小中学校で実施した教育委員会学校訪問実施に伴う所感について各学校に対し通知しましたので、御報告いたします。

5ページを御覧ください。今回の学校訪問に係る所感として、各学校にお願いすることなど、大きく3点について通知しております。

1点目の、確かな学力や社会の対応する力などの育成についてでは、各学校においては教育行政執行方針を踏まえて特色ある取組を進めているところでありますけれども、さらに子どものアウトプットの場や機

会を重視した3:7の学びの充実を念頭に、教師主導の一斉指導から着実に脱却し、教師は伴走者の役割に徹するとともに、全国学力・学習状況調査等の各種結果データを客観的に検証・分析する中で、検証改善サイクルを生かしたカリキュラムマネジメントや組織マネジメントの充実により、AI時代を生きる子どもたちに対し責任ある教育の推進に努めていただきたいこと。

また、タブレットや大型提示装置を活用した授業について、小学校低学年からハイレベルな活用があった一方で、タブレットの役割が文具に至っていない例も見受けられたこと。大型提示措置も学びのプラットフォームとして機能させる中で、個別最適な学びや協働的な学びの一体的充実を図るようお願いしたいこと。また、キュビナをはじめとした各種ソフト等の活用について、費用対効果を図ることを重視し、組織的な取組を願うこと。

次に、2点目の豊かな心と健やかな体の育成についてでは、各校の特色を生かして道徳教育や自己肯定感を高める組織的な取組を進めているところではありますけれども、下段にありますように郷育・夢育を教育活動の軸とし、一人ひとりのウェルビーイングの実現やエージェンシーなどの育成を目指し、一人ひとりの成長を促す、より積極的な生徒指導を通して、規範意識や生命尊重などの基本的な倫理観や思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、家庭・地域と連携を図り、子どもの内面に根ざした道徳性や自己肯定感を高める取組の充実を願いたいこと。

6ページに進んでいただきまして、体力・運動能力の向上を目指し、3:7の学びを踏まえて、一人ひとり及びチームで考え、解決するタイプの授業改善やスポーツの機会の充実を図るとともに、家庭との連携を図りながら、基本的な食生活や生活習慣の確立を促す食育指導、健康教育の一層の推進を願いたいこと。

また、芽室町不登校支援システム等に基づき、情報モラル教育の取組や、学校風土調査を活用するなど、望ましい人間関係づくり、よりよい学校風土づくりのため、日頃から子どもの小さなサインを見逃すことのないよう、早期発見、早期解決を願いたいこと。

最後に、3点目の信頼される学校づくりについては、目指す12歳の姿と15歳の姿を明確にした小中一貫教育について、各中学校区を核としたエリア学園ごとに実施可能なことを着実に推進しており、また、PTAや学校運営協議会などを通じ、保護者や地域住民との共通認識を図るとともに、郷育・夢育をキーワードに、コミュニティスクールの取組や、めむろ未来学における各種活動及び食農教育等が推進されているところであります。

特にめむろ未来学につきましては、一層、子どもたちがわくわく・ドキドキするような探究・提案・発信型の学びとなるよう授業の改善、充実を図り、子どもたちにとって社会的自立につながる内容となるよう期待していること。

また、成果を求めて経営に積極的にチャレンジすることや、小中一貫教育の推進を念頭に、学校運営推進協議会等での熟議はもとより、PTAとの連携・協働を図る中で、地域学校協働活動等の充実を図り、学校・家庭・地域等が一体となって、子どもたちがAI時代等の到来の中で自ら未来を開き、創るための豊かな成長を支える、地域と共にある学校づくり、信頼される学校づくりに取り組まれることをお願いしたいこと。

また、各校の実態を踏まえて、働き方改革が進められておりますけれども、より時間対効果を重視し、子どもたちと教職員が向き合う時間を確保する中で、働きがいのある魅力ある学校づくりにつながる創意工夫を生かした取組をお願いしたいこと。

以上、これらが学校への通知の概要であります。以上で報告を終わります。

○程野教育長 3点にわたって学校訪問の内容についての指導を行ったところであります。本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、報告のとおり承認いたします。

◎日程第6「議案第15号 令和8年度使用小学校用教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第6「議案第15号 令和8年度使用小学校用教科用図書採択の件」説明願います。

○程野教育長 教育推進課長。

○坂口教育推進課長 7ページ、議案第15号について、ご説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、令和8年度使用の小学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

はじめ、関係例規をご説明いたしますので、12ページをお開き願います。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律のページ下段、第13条では教科用図書の採択は、教科ごとに一種の教科用図書について行うものと規定されております。

また、13ページ、下段の第14条では同一教科用図書を採択する期間は、政令で定める期間、これは4年ごとになりますが、この期間、毎年度、教科ごとに同一の教科用図書を採択するものと規定されております。

14 ページにお進みいただき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の、上段、第 14 条では、教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならぬと規定されております。

15 ページをご覧ください。ただ今ご説明しました法律や施行令に踏まえ、芽室町立学校管理規則」第 41 条では教科書の採択について、学校において使用する教科書は、第 12 地区教科書採択教育委員会協議会、これは、帯広市を除く 18 町村により構成する協議会になりますが、この協議会の決定に基づき芽室町教育委員会が採択する旨が規定されております。

8 ページにお戻り願います。令和 8 年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてになりますが、ただ今、ご説明させていただきました、法の規定に基づき、令和 5 年 8 月 8 日に開催されました、第 12 地区教科書採択教育委員会協議会で決定された、表に示す 13 種目の教科用図書を採択しようとするものであります。

なお、9 ページから 11 ページには、1 種目ごとの採択結果を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はござりますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案のとおり可決いたします。

◎日程第 7 「議案第 16 号 令和 8 年度使用中学校用教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第 7 「議案第 16 号 令和 8 年度使用中学校用教科用図書採択の件」説明願います。

○程野教育長 教育推進課長。

○坂口教育推進課長 16 ページ、議案第 16 号について、ご説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、令和 8 年度使用の中学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

17 ページをご覧願います。令和 8 年度に使用する中学校用教科用図書の採択につきましても、先程、ご説明させていただきました、小学校用教科用図書の採択と同様に、法の規定に基づき、令和 6 年 8 月 7 日に開催されました、第 12 地区教科書採択教育委員会協議会で決定された、表に示す 16 種目の教科用図書を採択しようとするものであります。

なお、18 ページから 22 ページには、種目ごとの採択結果を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8「議案第17号 令和8年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第8「議案第17号 令和8年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件」説明願います。

○程野教育長 教育推進課長。

○坂口教育推進課長 23ページ、議案第25号について、ご説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、令和8年度使用の小学校及び中学校用教科用図書のうち、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択しようとするものであります。

はじめに関係例規をご説明しますので、25ページをお開き願います。学校教育法、下段の附則第9条では、特別支援学校並びに特別支援学級においては、教科用図書以外の教科用図書を使用することができると規定されています。これは、障害種、障害区分等の様々な特性に応じて、教科書以外の一般の図書も使用できるというものです。

24ページにお戻りいただき、令和8年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についてになりますが四角の囲みにありますように、令和8年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び、小・中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料、これは令和7年6月に北海道教育委員会が作成しているものですが、この採択参考資料の全ての図書を採択することとし、その中から、児童生徒の特性に合ったものを使用することができるよう、決定されたところであります。これを受けまして、本町においても同様に採択するものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9「議案第18号 令和7年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件」(非公開)

○程野教育長 日程第9「議案第18号 令和7年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件」説明願います。

以下、非公開

○程野教育長 今後の日程を説明願います。

○事務局 9月の教育委員会会議の予定となります。

臨時会につきましては、9月16日火曜日15時からお願ひします。こちらについて議会最終日に提案する案件はありますので、開催させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

定例につきましては9月26日金曜日15時から開催いたしますのでよろしくお願ひいたします。その他についてはございません。

以上です。

○程野教育長 第6回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程野 仁

会議録署名 教育委員 土井 槟悟